交通事故申請に係る提出書類

［被害者側で用意する書類］

１ 国民健康保険被保険者証使用申請書

２ 第三者行為による保険給付申請書

３ 事故発生状況報告書

４ 第三者の行為による被害届

５ 人身事故証明書

（物損事故証明書場合やそれも取得できない場合は、人身事故証明書入　手不能理由書が必要です。）

６ 念書

７ その他必要な書類

示談書（示談が成立している場合）など

［加害者側から取り寄せる書類］

８ 誓約書

９ 加害自動車に係る保険契約状況等調

（自賠責保険・任意保険の証書の写しでも可）

10 その他必要な書類

加害者が原動機付自転車の場合は、標識交付証明書の写しが必要で　す。

※　自爆事故の場合は書類１～３を提出してください。

※　交通事故など第三者から傷害を受けたときに、国保で治療を受ける場合は、国保へ届け出が必要です。治療費は、あとで国保から加害者に請求します。しかし、示談が成立し、加害者から治療費を受けとっている場合は、国保で治療を受けることはできません。

問い合わせ

清川村税務住民課　住民保険係

電話　046-288-3849（直通）